

県外で心臓移植を受ける沖縄県民への支援制度創設を求める意見書

心臓移植とは、重症心不全など他に代替治療手段のない末期心疾患に罹患している患者である移植希望者に対し、脳死状態にある臓器提供者から提供された心臓を移植する手術であり、救命と余命の延長、また最終的に社会復帰も期待ができる治療法となっている。

現在、沖縄県内には心臓移植を実施できる医療機関等がなく、県外の指定医療機関において県内の移植希望者は、治療を受けざるを得ない状況である。そのため、移植手術及び入院治療費などは公的保険が適用されるものの、県内の移植希望者が移植を受けるには、県外での居住費や生活費など多額の費用が必要となり、移植希望者やその家族等の付添人は、経済的に大きな負担を余儀なくされ、生活を大きく圧迫してしまふ深刻な状況となっている。

よって、うるま市議会は、県内の移植希望者とその家族等の付添人の経済的負担軽減を図り、安心して治療を受けることができる環境整備を推進するため、下記のことを強く要請する。

記

心臓移植を受ける沖縄県民の患者とその家族等の付添人に対し、県外での居住費等の予算確保と支援制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月19日

沖縄県うるま市議会

あて先 沖縄県知事